第3号(令和4年9月30日)

会 議 録

定 例 会

(再開)

令和4年9月井手町議会(定例会)会議録(第3号)

招集年月日

令和4年9月30日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 令和4年9月30日午前10時00分 議長 西島寛道

閉会 令和4年9月30日午前10時56分 議長 西島寛道

応招議員

 1番 鎌田 隆宏
 2番 小割 直彦

 3番 田中 保美
 4番 奥田 俊夫

 5番 脇本 尚憲
 6番 谷田 利一

 7番 西島 寛道
 8番 岡田 久雄

10番 木村 武壽

9番 谷田みさお

なし

出席議員

不応招議員

1番 鎌田 隆宏 2番 小割 直彦 3番 田中 保美 4番 奥田 俊夫 5番 脇本 尚憲 6番 谷田 利一 7番 西島 寛道 岡田 久雄 8番 9番 谷田みさお 10番 木村 武壽

欠席議員

なし

会議録署名議員の氏名

4番 奥田 俊夫 10番 木村 武壽

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長森田肇議会書記梶田篤志議会書記 辻井祐介 議会書記 林田夕加地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名町長りり、明男 副町長島田智雄

参 与 西垣 義郎 理事兼総務課長事務取扱 脇本 和弘 理事兼会計管理者事務取扱 木村 恵理 理事兼建設課長事務取扱 柳原 健二 企 画 財 政 課 長 寺井 佳孝

教育長中田邦和理事兼地域創生推進室長事務取扱山本勇人理事兼住民福祉課長事務取扱花木秀章理事中島一也社会教育課長・
山水があいセンター派・図書館長籍

議事日程

別紙のとおり

会議に付した事件

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

令和4年9月井手町議会定例会

議 事 日 程〔第3号〕

令和4年9月30日(金)午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第40号 令和 3 年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多 賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」 歳入歳出決算認定の件
- 第3 議案第41号 令和3年度井手町水道事業会計決算認定の件
- 第4 議案第42号 令和3年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の 件
- 第5 議案第43号 令和4年度井手町一般会計補正予算(第3回)
- 第6 議案第44号 工事請負契約について同意を求める件
- 第7 議案第45号 工事請負契約変更について同意を求める件
- 第8 令和3年度城南土地開発公社決算に関する報告書について
- 第9 議員派遣の件
- 第10 閉会中の継続調査の申出について

議事の経過

議長(西島寛道) 皆さん、ご参集ご苦労さまでございます。

ただいまから、令和4年9月井手町議会定例会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

町長より、議案第43号として、令和4年度井手町一般会計補正予算(第3回)が、議案第44号として、工事請負契約について同意を求める件が、 議案第45号として、工事請負契約変更について同意を求める件が追加提案 として提出されております。なお、日程事項として組み入れておきましたので、よろしく審議願います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番、奥田俊夫 議員、10番、木村武壽議員を指名いたします。

日程第2、議案第40号、令和3年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件から、日程第4、議案第42号、令和3年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件までの3件を一括議題といたします。

本3件に対する委員長の報告を求めます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 木村武壽決算特別委員会委員長。

10番(木村武壽) 10番、木村武壽です。

ただいま議題となっております議案第40号、令和3年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件、議案第41号、令和3年度井手町水道事業会計決算認定の件並びに議案第42号、令和3年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件の3件につきまして、本決算特別委員会における審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、去る9月16日の9月定例会におきまして、議会選出の監査委員を除く9名の委員をもって構成する決算特別委員会が設置され、議案第40号から議案第42号までの3件の決算認定の件が付託されていたものであります。本3件は、いずれも、井手町における令和3年度の予算執行実績や行政実績並びに行政全般について執行されました決算認定の件でございま

す。

本決算特別委員会は、去る9月21日、22日の2日間招集いたしまして、委員出席の下、汐見町長以下、町関係者の出席を求め、慎重かつ熱心に審査が行われたところでございます。決算審査では、一般会計の歳出の部から各款別に質疑を行った後、歳入の部の質疑を行い、次に、特別会計については、各会計別に歳入歳出全般にわたって質疑を行い、最後に総括質疑を行ったところです。

次に、審査内容の報告等に入るわけでありますが、議会選出の監査委員を除く全議員が委員となっておりますので、審査の過程で出ておりました質疑の内容等の報告及び討論の報告は省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それから最後に、質疑並びに討論の終了後、本案に対する採決を行ったと ころであります。

それでは、本決算特別委員会における審査の結果についてご報告申し上げます。

議案第40号、令和3年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件につきましては、賛成多数。議案第41号、令和3年度井手町水道事業会計決算認定の件、議案第42号、令和3年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件の2議案につきましては、いずれも賛成全員をもちまして認定すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げます。

令和4年9月30日、決算特別委員会委員長木村武壽。

以上です。

議長(西島寛道) ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。 これから討論を行います。

討論ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) ただいま議題となっております議案第40号のうち、

一般会計決算、国民健康保険特別会計決算、後期高齢者医療特別会計決算、 介護保険特別会計決算に反対、議案第41号、水道事業会計決算に賛成、第 42号、多賀財産区特別会計決算に賛成の立場で討論を行います。

2021年度は、新型コロナ感染拡大第4波のまん延防止等重点措置の下で始まり、程なく4月25日から3回目となる緊急事態宣言が東京、大阪、兵庫、京都の4都府県に発出され、6月に解除された後もすぐさま感染者数増加に転じ、東京では、第4回目の緊急事態宣言が出されている下で東京オリンピックを強行するという事態になりました。京都でも8月17日に4回目の緊急事態宣言となり、デルタ株による第5波感染拡大となりました。全国的に救急車が来ない、来ても搬送できない、医療につなげないまま自宅で亡くなる方が続出するという異常な事態となりました。徐々にワクチン接種が進む中でも、2022年に入って、またもや第6波が到来するという1年でした。

そんな中で、井手町でも住民の不安が広がり、地域経済への影響、住民活動の停滞が継続し、先の見えない1年でした。国が東京オリンピックありきで、コロナ対策が後手後手の対症療法にとどまり、第5波の悲劇的な事態を産んだときにも、本町では、感染情報を明らかにせず、かえって住民の不安を広げるなど、国の問題点を補う身近な行政としての役割が果たせたのか、全く不十分な決算と言わざるを得ません。

一般会計では、住民が生まれてから亡くなるまでトータルで、誰ひとり取り残さない支援が求められています。ゼロ歳児保育は、2021年度は6月で既に定員に達するなど、年々需要が増えています。子どものクラスをスライドさせることで入園を保障するように変わった点は評価いたしますが、あくまで緊急避難です。ゼロ歳児の定員そのものを増やす時期ではないでしょうか。系統的な保育士確保対策で、派遣に頼らず定員を確保する努力をお願いします。紙おむつやミルクの公費支給、保育園の使用済みおむつの持ち帰り廃止、生理用品の公的施設への配置など、さらなる子育てや女性支援の対策を求めます。

井手地区共同墓地の適正管理、火葬料補助の見直しも必要です。

役場新庁舎の建設に関わっては、移転先が最寄りの玉水駅と高低差が37 メートルもあり、何の交通手段も確保されていない現状では、高齢、障がい、 子ども連れなどのハンディが考慮されていません。多数の住民から寄せられ ているコミュニティバスやドア・ツー・ドアの乗合タクシーなど、直ちに検 討すべきです。庁舎移転で、生活保護費の受け取りにも支障を来すことが予 想されます。振込による受給を原則とすべきです。

小・中学校の体育館は、教育活動だけでなく、災害時の避難所やワクチン接種会場などにも活用され、熱中症や寒さ対策が必要です。エアコンや多目的トイレの設置を求めます。町長は、緊急防災・減災事業債で幾らでもできるとおっしゃいました。だったら、やっていただきたい。優先順位を上げるべきです。

指定管理制度で各種町立施設の運営が行われていますが、交付している指定管理費が適切であるか、毎年しっかり検証できているでしょうか。多額の繰越しがあれば、指定管理費を適宜見直すべきです。開館日数がゼロ日であるにもかかわらず高額の光熱水費が支出されている点など、疑義をただすべきです。

一般会計における各種基金は、庁舎建設と繰上償還などで8億6,000 万円以上の取崩しを行いながら、改めて6億円以上も積み立て、合計が72 億円を超え、住民1人当たり102万円を超えるあまりに極端なため込みと なっています。大型事業は適切な後年度負担が原則であり、将来に備えると いう言葉で現在の住民にばかり我慢を強いるのは不適切です。

毎年指摘をしていますが、保育料の過年度収入未済解消への努力が見えません。何年も調査中ということでは住民に説明できません。

国民健康保険会計では、医療費の減少などにより、京都府への納付金は約2,300万円も下がりました。会計に余裕が生まれ、1,900万円を積み立ててもなお6,163万円という多額の黒字です。この黒字は保険料の引下げ、特に収入のない子どもの保険料軽減の拡大や年度途中での収入急減者への保険料減免、窓口での一部負担金の軽減などにつなげるべきです。

後期高齢者医療保険会計では、低所得者への保険料の特例軽減が廃止され、前年度まで均等割保険料の7.75割軽減を受けていた301人の方は、収入が変わらなくても負担が増えることになりました。さらに、この10月からは、井手町でも200人以上の方の窓口負担がこれまでの2倍、2割負担となるなど、現状の後期高齢者医療制度では、どこまでも保険料の上昇と窓口負担の引上げが続くことになります。後期高齢者医療制度は廃止するしかありません。

介護保険会計では、2021年度からの第8期保険料は8.3%の引上げで、基準額が年額6万9,876円となりました。さらに、8月からは補足給付の見直し、高額介護サービス限度額の引上げなど、利用者負担が増え、本町でも36人の方に8か月間で500万円の負担増と、影響が出ています。お金の心配なく必要な介護を確実に受けてもらえる制度になっているとは言えません。福祉用具の購入では、他市町村並みに受領委任払いを導入するよう強く求めます。

多賀地区簡易水道会計と水道事業会計では、上水道の統合が進められようとしていますが、人口減少の下、施設の一部合理化はやむを得ないものがあるものの、安心、確実な水の供給のために、多賀地区の水源は放棄することのないよう要望いたします。

以上のような理由で、議案第40号に反対、第41号と第42号に賛成するものです。

以上です。

議長(西島寛道) ほかに討論はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田利一議員。

6番(谷田利一) 6番、谷田利一です。

ただいま議題となっております令和3年度井手町一般会計決算並びに特別 会計決算につきまして、認定すべきであるという賛成の立場から討論いたし ます。

まず最初に、本町では、令和3年度の決算においても、財政構造が弾力性のあることを示す指標、実質公債費比率はマイナス0.8%、経常収支比率は73.6%と、前年度に引き続き極めて良好な数値となっており、平成12年度以来21年ぶりに全ての会計で実質収支額及び単年度収支額が黒字となっております。いまだ、新型コロナウイルス感染症の終息が見えず、その影響が長期化している中、継続して感染防止対策事業などに取り組む一方で、自主財源が乏しい中においても、限られた財源を有効活用して、本年度も健全な行財政運営の下、大型事業を含む各種事業を着実に前進できた決算であると高く評価するものであります。

具体的に申し上げますと、まず、一般会計の歳入については、企業誘致などの成果や京都地方税機構と連携した町税の徴収努力により、町税収入は9

億6,661万円と前年度に比べ3,207万円、3.4%の増加となって おり、また国や京都府への積極的な要望等により、力強い支援を受けるなど、 あらゆる面で歳入確保に努力されているところがうかがえます。

また、歳出についても、まず、総務関係では、防災拠点の強化充実と、さらなる住民サービスの向上を図るための新庁舎建設事業をはじめ、利便性向上のためのJR奈良線高速化・複線化第二期事業費補助金、地域の安心・安全のための交通対策事業などが実施されています。

次に、民生関係では、新型コロナウイルス感染症防止を目的とした子育て施設への空調設備や換気機器などの環境整備をはじめ、地域福祉計画策定業務、共同浴場施設改修、子育て世代を応援するための井手町出産応援給付金や子育て世帯生活支援特別給付金、高齢者や障がいのある方が利用しやすい公共施設となるようバリアフリー整備や福祉タクシー事業など、幅広い世代の方々に対する充実した事業が実施されています。

次に、衛生関係では、地域住民の安心・安全のため、迅速な新型コロナウイルスワクチン接種事業の取組をはじめ、疾病予防のための予防接種事業や各種検診事業の実施、低炭素社会の実現に向けた住宅用太陽光発電システム等設置補助などが実施されています。

次に、農林関係では、農作物被害防止のための有害鳥獣駆除や新規就農者確保対策事業、農地や農業施設の維持管理のための農地・水・環境保全向上対策事業などが実施され、商工関係では、町内商工業者の活性化や住民の生活支援のための井手町商工会が実施したプレミアム付き商品券発行事業への補助をはじめ、道の駅開設準備事業などが実施されています。

次に、土木関係では、多賀地区町営住宅建て替え事業をはじめ、多くの道路改良事業、橋梁長寿命化事業など、充実した暮らしの周辺整備などが実施されています。

次に、消防関係では、災害に強いまちづくりのための備蓄物資購入や防災 広場整備などが実施されています。

最後に、教育関係では、山吹ふれあいセンター移転に向けた実施設計業務 や非対面型自動貸出し機の導入のための図書館環境整備事業をはじめ、多賀 小学校児童トイレ改修工事、井手小学校グラウンド整備など、教育環境の充 実にも積極的に取り組まれています。

以上のように、コロナ禍にあって複雑多様化する住民ニーズに的確に応え

ながらも、最少の経費で最大の効果を実現するため、町長をはじめ、職員が 一丸となって努力されていることがうかがえます。

その結果、一般会計では3億8,695万円の黒字であり、繰越明許財源を差し引いた実質収支額は3億6,906万円の黒字となっています。また、特別会計に関しても、国保会計については、従来から大変厳しい財政状況であり、今後も予断は許さないものの、令和3年度については、前年度に引き続き一般会計からの法定外繰入金なしで黒字となっており、健全に財政運営が行われているとうかがえます。また、他の特別会計についても、適切に事業運営が行われており、高く評価するものであります。

以上のことから、令和3年度一般会計並びに特別会計決算の認定に賛成いたします。

議長(西島寛道) ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) これで討論を終わります。

これから、議案第40号、令和3年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件を採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定するものであります。

本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員は挙手願います。 (賛成者挙手)

議長(西島寛道) 挙手多数です。したがって、議案第40号は認定することに決定しました。

次に、議案第41号、令和3年度井手町水道事業会計決算認定の件を採決 します。

本決算に対する委員長の報告は認定するものであります。

本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員は挙手願います。 (賛成者挙手)

議長(西島寛道) 挙手全員です。したがって、議案第41号は認定することに決定しました。

次に、議案第42号、令和3年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算 認定の件を採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定するものであります。

本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員は挙手願います。 (賛成者挙手)

議長(西島寛道) 挙手全員です。したがって、議案第42号は認定することに決定しました。

日程第5、議案第43号、令和4年度井手町一般会計補正予算(第3回) を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長 (西島寛道) 寺井企画財政課長。

企画財政課長(寺井佳孝) それでは、議案第43号、令和4年度井手町一般会計補正予算(第3回)につきましてご説明申し上げます。

令和4年度井手町の一般会計補正予算(第3回)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の規定でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,898万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億7,702万9,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに 補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

それでは、3ページをご覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括にてご説明申し上げます。今回補正のある箇所のみご説明申し上げます。

歳入であります。15款国庫支出金、補正前の額7億7,754万円、補正額5,898万3,000円、計8億3,652万3,000円であります。

以上、歳入合計、補正前の額83億1,804万6,000円、補正額5,898万3,000円、計83億7,702万9,000円であります。 次のページをご覧ください。

歳出であります。3款民生費、補正前の額10億7,325万6,000円、補正額5,898万3,000円、計11億3,223万9,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の5,898万3,000円であります。

以上、歳出合計、補正前の額83億1,804万6,000円、補正額5,898万3,000円、計83億7,702万9,000円、財源内訳とい

たしまして、国・府支出金の5,898万3,000円であります。

以上、簡単でありますが、説明に代えさせていただきます。

議長(西島寛道) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 脇本尚憲議員。

5番(脇本尚憲) 私の方から6ページ、今回、電力・ガス・食料品等価格 高騰緊急支援給付金ということで補正がされていますけども、この対象とな る方の要件、1人当たりの給付金額、そして本町の対象となる方、想定され ている人数を教えてください。

(挙手する者あり)

議長(西島寬道) 花木住民福祉課長。

理事(花木秀章) ただいまのご質問でございますが、今回の給付金につきましては、基準日、本日9月30日でございますが、本日において、世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税の世帯が対象になっております。 1世帯当たりの給付額は5万円ということで、本町では1,155世帯を見込んでおります。

以上でございます。

議長(西島寛道) ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) その口座の届け方や手続の仕方ですけど、同じような方を対象に今までも何度か給付がありましたので、わざわざまた口座を届け出てもらう必要はないのか、どのようにされるのか。

それと、マイナンバーで公金の給付口座をひもづけするというようなことが始まっているので、そういうことで必要がないという方が何%ぐらいおられるのかお聞きします。

既に住民の方から、いつ頂けるんでしょうかという問合せを頂いています。 今日議決されたとしたら、いつ頃給付が可能になるかお尋ねします。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 花木住民福祉課長。

理事(花木秀章) ただいまのご質問にお答えいたします。

今回の給付金につきましては、事務が整いましたら、まず、確認書という ものを対象世帯の方に送らせていただきます。そちらの方をご返送いただき ましたら、その後に支給するという流れになっております。

マイナンバーの関係の口座ということでありますが、今回の給付金につきましては、マイナンバーの口座ということでなく、以前実施されました住民税の非課税の給付金のデータを使うということになっております。

あと、事務につきましては、今後国の方から詳細が示され次第、その後準 備が整い次第、できるだけ早く速やかに給付したいと考えております。

以上でございます。

議長(西島寛道) ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 岡田久雄議員。

8番(岡田久雄) 1点聞きたいんですけども、確認書を送られるということですが、本人が入院などして確認が取れない場合は、どのような対応になるんでしょうか。

(挙手する者あり)

議長 (西島寬道) 花木住民福祉課長。

理事 (花木秀章) そういったことにつきましても、今後、詳細が示されま したら、それに従って給付したいと考えております。

議長(西島寛道) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。 これから、議案第43号令和4年度井手町一般会計補正予算(第3回)を 採決します。

議案第43号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者举手)

議長(西島寛道) 挙手全員です。したがって、議案第43号は原案のとお

り可決されました。

次に、日程第6、議案第44号、工事請負契約について同意を求める件を 議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘) それでは、議案第44号についてご説明申し上げます。 工事請負契約について同意を求める件。

井手町新庁舎等計画地外構工事について、下記のとおり工事請負契約をしたいので、井手町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により同意の議決を求める。

記といたしまして、1、契約の対象、4井総第9号、井手町新庁舎等計画 地外構工事。2、契約金額、金2億2,851万1,800円、うち取引に 係る消費税額、金2,077万3,800円。3、契約の相手方、京都府綴 喜郡井手町大字井手小字南玉水48-3、中和・山川特定建設工事共同企業 体、中和建設株式会社、代表取締役、中谷英輔氏。4、契約の方法、一般競 争入札による契約。

以上、簡単でありますが、説明に代えさせていただきます。

議長(西島寛道) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) 本件工事については、井手町のホームページで入札についての情報が公開されておりますので、それを見せていただきましたら、低入札価格調査が行われたということでありますが、その内容、どういう調査を行われたのか。役場の庁舎の外構ということですが、役場の建設工事にかかっても低入札の調査が行われたんです。そのときと比較しましても、同じ業者がまた共同企業体で関わっておられるわけです。振り返って庁舎の建設工事の方を見ましても、低入札調査どころか失格価格ぎりぎりで入札、応札されているわけです。今回も、井手町のホームページで公開されている数字を見ますと、失格価格と同額だと。

本町は、予定価格は事前に公表しているわけです。ところが、低入札に関わる調査基準や失格基準などは公表していない。それが2億を超えるような、役場建設工事の方であれば16億を超えるような高額な契約にもかかわらず、1,000円もたがわず失格基準ぎりぎりで入れるということが続いたわけです。やっぱりこれは住民の方々も、なぜこんなふうにぎりぎりでできるのか、失格基準や低入札の基準などが漏れていないかというような疑義を持たれる方もあると思うんです。そういう方にはどういうふうに説明されますか。私も、ここまで大きな額なのに1,000円とたがわず、そうやって失格基準額で入れてこられる、しかも、前回の建設工事のときと同じ業者がJVに入っておられるというようなことについては非常に疑問に思うわけですが、ご説明いただきたいと思います。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 島田副町長。

副町長(島田智雄) ただいまの質問にお答えいたします。

まず、低入札の調査の内容でございます。今回につきましては、といいますか前回もそうなんですけども、業者がどういう理由でこの金額をはじいたのかというような調書など、それからその内訳書、それぞれの工事が施工できるかどうかというようなものを示す書類の事前の提出を求めまして、それに基づいて調査をしております。今回の内容につきましては、少し専門的な話になりますけれども、直接工事費ベースでいうと、ほぼニアリーの金額を積算されておりまして、それに対して、諸経費のところで削減されているという形で今の金額になっているということを確認いたしております。その低減する部分につきましても、どういう形で低減したのかという理由を求めて、それの根拠になるような資料も提出していただいて、適正に工事が可能であるということを調査の中で確認いたしまして、決定ということでございます。それと2点目のそれぞれの調査基準価格、それからそれに基づく失格の基準価格が1,000円でぴったり合っている。これが不思議だというお話な

それともう1点、先ほどおっしゃいましたように、本町の場合は予定価格を事前公表しておりますので、その両方から積算方法については全て分かりますので、正確に積算されれば、そのような形の結果が出るというのも間違

んですけども、基本的には、どの工事につきましても、その積算の中身につ

きましては積算の仕方、見積りの金額等についても全て公表しております。

いではないと考えておりまして、たまたま今回の外構工事の構成員と前回の 建築工事の構成員の方が一致しているのは、それに対する、どこまでその金 額でできるかどうかという形でそれぞれの企業が判断された結果であると考 えております。

議長(西島寛道) ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) 予定価格を公表しているし、積算方法についても透明 性を高めて建築業界全部でやっておられるということはよく分かるんですよ。 だけど、そこから企業努力があるわけでしょう。諸経費の部分、直接工事費 は見合いの額だと。それはそうでしょう。それが見合いの額じゃなかったら 認めてもらったら困ると思うんです。だけども、諸経費の低減についても根 拠を聞いているということなんですけれども、適切な競争になっているかと いうことで言いますと、ほかの業者もやはりそこまでやって取りたいという、 それは誰だって入札に応募しておられるわけですから、別に要らないけど応 募しておこうなんていうことはないわけで、その工事をやりたいということ で、いろいろ細かい計算もするだけでも結構手間なのに、それを出しておら れるわけですよね。それでほぼ同じ額で全部並ぶという、京都府でもそうい うことが多くて抽せんが多発しているということも聞いています。そういう ことなら分かるんですけども、前回の庁舎の建設工事でいえば、失格者も出 ているわけです。まともに頑張って16億の工事をできるような業者が積算、 失格基準も大体分かっているのに、それを下回るような額を出してこられる ということも本来だったらあり得ないのかと思うわけですけど、実際あるわ けですよね。

今回は失格者はいないという業者の入札の経過の情報を見ますと、応募されたのは3者のJV、ほぼ町内業者ばかりですよね。それで、落札以外の他の2者の方も低入札の調査基準価格どおりの入札をしておられるわけです。実際落札された中和・山川のJVは失格基準ぎりぎり、失格基準と同額で出しておられる。それだったらそこで3者並ぶんだったら分かるんだけど、何かやっぱりその基準の価格が分かる方法があるんじゃないかと住民の方々が疑問を持たれても不思議はないと思うんですよ。だから、本当に前回も低入札で調査をこういうふうにしました、今回もしましたとおっしゃっているん

だけども、それだったら、そんなものが町内で相次ぐ、しかも、本町でそんな億を超えるような工事は本当に数少ないわけですよ。もう少し時間をかけて十分調査されたらどうなのか。

調査の日数、実質、落札して、土日もあります。そうすると、何日ぐらいかけて調査されたのか、その調査に当たった人は実際誰なのか、役場の中だけで調査しているというのか、あるいは部外者も入れたような調査機関というのを設けているのかお尋ねします。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 島田副町長。

副町長(島田智雄) まず、その調査の期間ですけれども、公表しておりますので、入札といいますか開札をして、低入札調査が必要と判断した翌日に資料を提出していただくというのが原則なんですが、今回はそれが土日が挟まりましたので月曜日になった。それを提出していただいた翌日に調査委員会を開催して、そこでヒアリングをして、結果を決めて、その翌日にやる。メンバーにつきましては、庁内に発注審査会というのを設けておりまして、私が座長をしております。関係する担当理事もしくは課長がそのメンバーになりましてヒアリングをしているということでございます。

それともう一つ、先ほどから、金額がぴったりになるのが何か特定の会社に情報が漏れているような言い方をされますが、先ほども言いましたように、積算の方法につきましては、全て一般公開されています。それから、それに基づく見積りの値段についても公開しております。真面目にきちっと積算をすれば、それなりの金額が想定される。ですから、先ほどおっしゃいましたように、調査基準価格があと2者、ぴったりだ。今回は失格基準価格が1者。私どもは調査基準価格の98%を失格基準価格とするということも明確に当初から書いておりますので、調査基準価格まできちっと計算ができた方々については、それに対して98%を掛ければその金額が出ます。ですから、あとは、そこの金額まで、自分たちの共同企業体としてどこまで金額を下げるのかという判断だけだと私は思っております。

調査しているメンバーは、先ほど言いましたように、発注審査会を庁内に 設けまして、私が座長になって担当の課長が2名、合わせて3名で調査をい たしました。

議長(西島寛道) ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)。

議長(西島寛道) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) 本町は予定価格を公表しているということで、それを 決めたときに、予定価格を公表したら、ぎりぎり下に張りついて高止まりす るんじゃないかという心配が議会でも出ていたんです。ところが、最近にな ると、そんな高止まりを心配するどころか、こうやって失格基準や調査基準 価格がぎりぎりで入ってくるわけです。当初思ったような効果ができている のかということも思いますし、入札に関して、今説明はるるされましたけど も、そんなにぴったり企業努力でもってそこが合うのかというのも非常に何 か理解できないということがあるんです。最終的に決める人が3人だと、僅 かな人数ですよね。そこのところは一般的に、何か疑義があれば庁外の第三 者も交えての調査というのが本来必要じゃないか。そういう入札の点検につ いて、入札そのものについてのやり方や低価格調査のやり方なんかについて も見直していくべきじゃないかと思うんですけれども、町長、どうお考えで すか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 島田副町長。

副町長(島田智雄) 我々が今やっているやり方というのは府もそうですし、ほとんどの市町でも同じやり方をしております。ただ、先ほどおっしゃった事前公表をするかしないかというところは各行政機関によって分かれているというところはありますけれども、実際の最低制限価格の設定方法であったりなどいうところは、前回もお話ししましたけども、ほぼ全国一律で同じ計算式でやっています。それから、その調査のやり方につきましても、ほぼニアリーの形でやっておりますので、今のところ、この形で継続してやっていきたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 汐見町長。

町長(汐見明男) 議員、議会の中でもっと勉強してもらえないかな。まず それからスタートではないかと思っています。よろしくお願いします。

議長(西島寛道) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) 反対の立場で討論を行います。

役場の建設工事は非常に大事な工事ですし、住民の方々が待ち望んでおられる工事です。場所の選定について、あの場所であるならば、当然アクセスについてちゃんと考えないといけないということは常々申し上げていますけれども、災害から役場を守るという点で、場所の選定についても、私はそれでよいと思っています。

しかし、今回の建設工事で低入札の調査があったというときには、そういうこともあるのかなと思っておりましたが、今回またまた失格基準と同額での入札になって、調査はやったけれども、その業者が落札されるということですけれども、やはり疑問が拭い切れない。住民の方からも、何でそんな億の仕事で1,000円までぴったり合うんだというようなことを疑問に思っているという声をお聞きしております。

予定価格を公表することによって何がよかったかというと、役場の職員が 予定価格を教えろというような業者からの圧力を受けないで済みますから、 職員を守れるという話もそれを決めたときに町長もおっしゃっていました。 私はそれはいいことだったと思うんですけれども、逆に今度は、そうやって 職員を守ると何が起こるかというと、業者間での打合せというか、私のとこ ろは1,000円高いのでいっておきますみたいなことは、そうやってきちっと透明性が確保されたというならば、今度はそちらの心配が起こってくる わけです。同じ業者が何度も同じ現場の工事を取られるという今回みたいな ことがあると、やはりそちらの方が疑問も湧いてくるわけです。

ですから、確かに談合だ、犯罪だというようなことであれば当然、捜査も 入るわけですけれども、そういうことに至らせないことが必要だと思います し、もっと調査のときに部外者も入れて調査されるというような見直しを求 めたいという立場から、賛成はできないと思いますので、反対討論とします。

議長(西島寛道) ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) これで討論を終わります。

これから、議案第44号、工事請負契約について同意を求める件を採決します。

議案第44号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(西島寛道) 挙手多数です。したがって、議案第44号は同意することに決定しました。

次に、日程第7、議案第45号、工事請負契約変更について同意を求める 件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長 (西島寬道) 中坊社会教育課長。

社会教育課長(中坊玲子) それでは、議案第45号、工事請負契約変更について同意を求める件につきましてご説明申し上げます。

井手町山吹ふれあいセンター建設工事について、下記のとおり請負契約を変更したいので、井手町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により同意の議決を求める。

記といたしまして、1、契約の対象、3社教工第4号、井手町山吹ふれあいセンター建設工事。2、変更契約金額、金10億5,017万9,900円、うち取引に係る消費税額、金9,547万900円。3、今回変更による増額、金2,167万9,900円、うち取引に係る消費税額、金197万900円。4、契約の相手方、京都市下京区五条通西洞院西入小柳町518番地、公成・松輝特定建設工事共同企業体、公成建設株式会社、代表取締役、絹川雅則氏。5、契約の方法、一般競争入札による契約。

なお、今回の主な増額の理由といたしましては、契約締結後、請負業者との施工及び工程計画に係る協議を行ったところ、建設工事施工時に必要となる大型クレーンの設置場所及び期間が、別途発注する外構給水管等設置工事の工程に大きく影響することが判明したことから、本工事の埋め戻しに合わせ、先行して給排水管等設置工事の一部を行うべく追加したこと。また、土留め工施工時に、当初想定していた玉石層よりも大きく、また密度の高い玉石が多数存在することが判明したことから、親ぐいの打設をバイブロ工法から玉石や岩盤等にも対応できる硬質地盤削孔工法に変更するとともに、工事現場内における安全性、施工性の確保をするため、土留め工の施工範囲を追

加したことによるものであります。

以上簡単でありますが、説明に代えさせていただきます。

議長(西島寛道) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。 これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。 これから、議案第45号、工事請負契約変更について同意を求める件を採 決します。

議案第45号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者举手)

議長(西島寛道) 挙手全員です。したがって、議案第45号は同意することに決定しました。

次に、日程第8、令和3年度城南土地開発公社決算に関する報告書についてであります。

なお、本件につきましては既に城南土地開発公社理事会で承認済みのものであり、井手町もこの公社に加入しております関係上、議員の皆さん方にもご承知願っておきたいと考え、報告事項として日程に組み入れましたので、提出者より説明を受けるにとどめたいと思います。

それでは、報告願います。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 寺井企画財政課長。

企画財政課長(寺井佳孝) それでは、令和3年度城南土地開発公社決算に 関する報告書につきましてご説明申し上げます。

2ページをご覧ください。 2、土地の取得、売却。取得実績明細表でございます。井手町分はございません。次に、その下の段、売却実績明細表でございます。井手町分はございません。

次に、20ページをご覧ください。公有用地明細表でございます。井手町

分はございません。

次に、2 2 ページをご覧ください。中段の短期借入金明細表でございます。 井手町分はございません。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長(西島寛道) 以上で日程第8を終わります。

次に、日程第9、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付しましたとおり派遣することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(西島寛道) 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、お 手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

次に、日程第10、閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしま した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(西島寛道) 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出 のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。会議 規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませ んか。

(「異議なし」の声あり)

議長(西島寛道) 異議なしと認めます。よって、これをもちまして令和4 年9月井手町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時56分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 西島寛道

署名議員 奥田俊夫

署名議員 木 村 武 壽